

## 公益財団法人島根県環境保健公社健診データ活用要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人島根県環境保健公社（以下、「公社」という。）が保有する各種健（検）診ならびに人間ドックのデータ（以下、「データ」という。）を活用して積極的に疫学調査に用いる仕組みを構築し自ら調査・研究を行うとともに大学等の専門機関による公衆衛生の充実・強化、さらには先進的・先駆的予防医学の研究・確立並びに行政施策・生活習慣病等の予防知識の普及啓発のために資料提供を行い、もって将来にわたる島根県民及び日本国民の健康増進に寄与することを目的とし、必要な事項を定める。

### (定 義)

第2条 データとは、公社が実施した、健（検）診ならびに人間ドックにおける生活習慣に関するデータ、検査結果等で、別表（公益財団法人島根県環境保健公社保有電子データ一覧表）に記載するものをいう。

2 データの提供にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に抵触する範囲は除くものとする。

### (委員会の設置)

第3条 適切なデータの活用を図るため、公益財団法人島根県環境保健公社健診データ活用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (申 請)

第4条 学術・疫学研究のためにデータの提供を受けようとする申請者は、利用目的を特定し、申請書（様式1）に必要な事項を記載し、公社理事長あてに申請するものとする。

### (審査等)

第5条 公社は、この要綱に規定する申請、届け等について、委員会に諮問し答申を得るものとする。

2 委員会は、申請に対し利用目的、個人情報保護することを含めた研究方法、研究成果の公表方法、利用に関する要望・条件等の内容、研究の倫理性、社会貢献度等について審査し、データ提供の可否を公社に答申する。

3 公社は、委員会の答申に基づいて受理・不受理を決定する。

4 前項において受理した場合は、必要に応じて公社の各読影委員会等に周知する。

5 委員長は同様の内容で毎年度申請されるものについては、初回審査した結果をもとに、委員会による審査を迅速化する為、委員会を開催することなく委員全員の同意を得てデータ提供の可否を答申することができる。

### (分析結果の活用)

第6条 公社が行ったデータの分析結果については、公社が自ら行う普及啓発事業で活用するとともに県民並びに日本国民の健康増進のために活用されるよう行政機関・健康推進団体・大学等の研究機関に提供するものとする。

2 公社が提供したデータにより公社以外の機関が行った分析結果については、当該機関は公社や行政機関・健康推進団体・大学等の研究機関等においても活用が可能となるよう配慮するものとする。

### (提 供)

第7条 公社は、申請が受理された者（以下、「利用者」という。）に対して、受理書（様式2）を添付し、電子媒体でデータを提供する。なお、申請を受理しない場合は、その

理由を書面により通知する。

- 2 データの利用期限は、提供日から1年とする。ただし、利用者が策定した研究計画書に定めがある場合はこの限りでない。
- 3 提供するデータは、個人が特定できないものとする。

#### (利用及び報告)

第8条 利用者は、申請の範囲内において研究を行うことができる。

- 2 利用者はデータが個人情報であることに鑑み、個人情報が漏洩することがないように十分な配慮を行うものとする。
- 3 利用者は、提供されたデータの保管場所を定め、管理責任者を置くものとする。
- 4 利用者は、その研究の公表、発表にあたっては、公社がデータ提供元であることを明記するものとする。
- 5 前項の明記にあたっては、「公益財団法人島根県環境保健公社」の名称を必ず用いることとする。
- 6 利用者は、公社に対して研究成果を年1回報告するものとする。(様式3)
- 7 利用者は、公社が提供したデータ等について利用期限後には責任を持って消去し、消去後に公社に報告するものとする。(様式3)

#### (変更)

第9条 利用者は、以下の各号に掲げる場合には、健診データ利用変更届(様式4)に必要な事項を記載し、公社理事長の同意を得るものとする。

- (1) 利用目的の変更等、申請書の内容について異動が生じた場合
- (2) 利用期限の延長を申請する場合

- 2 公社は、同意の結果を利用者に対し文書で通知する。

#### (個人情報の保護)

第10条 利用者は、経済協力開発機構「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」8原則、個人情報保護の法体系および疫学研究に関する倫理指針(平成14年6月17日)等を尊重、遵守するものとする。

#### (委員会の組織・構成)

第11条 委員会は、公社の理事長が委嘱した委員を持って構成する。(別表に掲げるものをもって構成する。)

- 2 委員会の円滑な運営を図るため、委員長を置くこととし、委員長は公益財団法人島根県環境保健公社常務理事とする。
- 3 委員長は、委員会の議事を司る。

#### (委員の任期)

第12条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

#### (委員会の協議事項等)

第13条 委員会は次の事項について協議し、必要な措置を行う。

- (1) データ提供の申請に関する倫理性を含めた審査及び答申
- (2) 提供したデータの活用状況に係る報告の確認
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

#### (開催)

第14条 委員会の開催は、原則として年2回とする。

#### (事務局)

第15条 委員会の事務局は、健診事業部健康支援課に置く。

#### (雑則)

第16条 その他、この要綱に定めのないことについては、協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は平成26年10月31日から適用する。

この要綱の変更は、令和2年6月19日から適用する

この要綱の変更は、令和2年10月1日から適用する

別表 委員会委員

島根県立大学看護栄養学部教授

島根県健康福祉部健康推進課長

島根県保健所長会が推薦する保健所長

島根県保健環境科学研究所長

島根県環境保健公社常務理事

島根県環境保健公社事務局長

島根県環境保健公社医療技監